

れることになろう。そこで、保存・展示場所の整備も鍵となる。こうした課題を踏まえて、現在、都城市では都城島津邸の整備事業が進められているのである。

二 都城の歴史と都城島津家史料

(一) 島津荘発祥の地と島津家発祥の地

年 代	月	事 項	出 典
10世紀		日向国内に島津という地名があり、その官道に島津駅があつた	『延喜式』
万寿 3 (1026)	1	平季基が現在の都城市域に移住（伝承）	『三侯院記』
	9	平季基が現在の都城市梅北町に神柱大明神創建（伝承）	『三侯院記』
万寿年間		島津荘が開発され、藤原頼通に寄進	『旧記雜錄前編卷9』
元暦 2 (1185)	8	惟宗忠久が源頼朝から島津荘下司職に任命される	島津家文書
文治 2 (1186)	4	惟宗忠久が地頭であることが確認できる	島津家文書
文治 2 (1186)	8	忠久、山門院木牟礼城に下向（伝承）	『三国名勝団会』
文治 4 (1188)		忠久、いったん関東へ（伝承）	『三国名勝団会』
建久 7 (1196)	8	忠久、ふたたび山門院へ下向（伝承）	『三国名勝団会』
建久 7 (1196)		まもなく、庄内（都城）へ移住 堀之内御所から祝吉御所へ転居（伝承）	『三国名勝団会』
建久 8 (1197)	12	このころまでに忠久、薩摩・大隅の守護職になる。日向国守護もこの後に与えられた模様	島津家文書
建久 9 (1198)	2	惟宗忠久が島津忠久と名乗っていることが確認できる	島津家文書

て、「島津家発祥の地」が出水市と紹介されたことで、大きな波紋が広がった。市ではN.H.K.に対して、都城市も「島津家発祥の地」であることを紹介してほしいと申し入れを行い、その結果、番組冒頭で都城市と島津氏の関係が紹介されたという経緯がある。ここでは、都城市が「島津家発祥の地」とする理由について、「都城市史」⁽¹⁾や「都城島津家史料」、「三國名勝団会」の記

述をもとに述べてみよう。

『延喜式』兵部省の諸国駅伝馬条には、駅馬・伝馬が記載されており、日向国に京都と諸国を結ぶ道路にある宿泊施設である「島津駅」があり、そこに駅馬が置かれたことが確認できる⁽²⁾。島津駅は、最近の研究では、現在の都城市郡元町付近に比定されている⁽³⁾。つまり、古代から、都城盆地の郡元付近の地名が「島津」という名で呼ばれていたことが確認できるのである。

万寿年間（一一〇二四～一七）に、大宰府の役人だつた平季基が、島津と呼ばれていた地域を拠点として開発し、時の関白藤原頼通に寄進して島津荘が成立する。その後、荘園は拡大していく。日本でも最大級の荘園になつていつた。また、『三侯院記』には、平季基が万寿三年に島津荘に移住して、神柱大明神を建造したとある。これは、現在の神柱神社のことである。当時は都城市梅北町にあつた。さらに都城市的早水町・郡元町・祝吉町は、「日向国岡田帳」にみえられる「島津院」といわれる場所で、島津荘の役所である。「島津荘政所」があつた場所と考えられている。こうしたことから、都城市は「島津荘発祥の地」と言われているのである。

やがて、源平の合戦で源氏が勝利し実権を握ると、この島津荘の管理者が交代する。元暦二年（一一八五）八月、源頼朝は島津荘の下司職（莊園の管理人）に惟宗忠久を任命した（東京大学史料編纂所所蔵「島津家文書」）。そして頼朝は、全国を治めるために各地に守護・地頭を置き、これに伴つて、忠久は島津荘の惣地頭職となり（同「島津家文書」）、自分が治める莊園の名前をとつて、島津忠久と名乗るようになった。さらに、忠久は日向・大隅・薩摩三ヶ国の守護職にも任じられるのである。このように、「島津」という名称の家が都城を拠点に広がつた莊園名に由来するということから、都城市は「島津家発祥の地」と主張するのである。

なお、「三國名勝団会」には、忠久の島津荘との関わりについて、次のような伝承が記述してある。すなわち、地頭となつた忠久

は、文治二年（一一八六）に薩摩国山門院（鹿児島県出水市）の木牟礼城に入り、一年後にいったん戻る。しかし、建久七年（一一九六）に再び山門院に入り、その後、間もなくして都城に移つてきた。そのときに忠久は、都城の祝吉に館を造つて移り住んだという（祝吉御所）⁽⁴⁾。ここに『篤姫紀行』で放送されたように出水市と島津氏の関係が示されている。これに加えて、忠久は建仁三年（一二〇三）の比企能員の乱に伴つて、島津氏が比企氏との親戚関係もあつてか、三ヶ国守護職を解かれている。しかし、すぐに薩摩国の守護職には復帰し、以後、島津氏は薩摩国を拠点にその所領を拡大していくことになる。都城は、島津氏の三ヶ国守護職解任後、北条氏直轄領となり、島津氏との関係はいつたん途切れるのである。このように出水市は、忠久がいつたん入つた場所で、守護所として島津氏の勢力拡大の拠点となつた場所といえるだろう。

なお、惟宗忠久の出自については、源頼朝の御落胤説など諸説がある。その中で最近の有力な見解は、忠久は京都で生まれ、惟宗広言の子どもとされるものである。忠久は、鎌倉時代以前は京都の公家の警護をする武士で、惟宗家は近衛家の家司⁽⁵⁾を代々つとめた家であつた。鎌倉時代になると、忠久は近衛家に仕える一方で、源頼朝の御家人でもあつた。近衛家は藤原頼通の子孫関白藤原忠通の長男基実を祖とする家で、鎌倉時代から島津荘の莊園領主であり、島津氏はこうした近衛家との関係で島津荘の管理を任せられたとも考えられよう。

（2）島津氏と北郷（都城島津）氏

都城地域は、南北朝時代以来明治維新まで都城島津氏によつて治められていた。それでは、都城島津家はいつどのようにして誕生し、どのような変遷を経たのであらうか⁽⁶⁾。

四代島津忠宗の子資忠は、当初兄貞久らと共に薩摩半島で活動していたが、南北朝の騒乱時に足利尊氏方につき、その合戦の褒美に

北郷三〇〇町を付与されたといふ。島津荘日向方北郷は、現在の都城市の西部、庄内町・山田町・美川町・高野町・吉之元町・横市町や鹿児島県曾於市財部町などの地域である。やがて、資忠の子孫はこの地名をとつて北郷と名乗るようになつたのである。これが、都城を長い間支配する北郷氏＝都城島津氏の誕生であつた。北郷氏は江戸時代になつて本家から「島津」を名乗るよう命ぜられ、都城の島津氏といふ意味で「都城島津氏」と呼ばれるようになる。

資忠は、北郷の地を宛がわれたとはいうものの、都城盆地には数々の有力な在地領主が存在し、容易には都城盆地に進出することはできなかつた。そうした状況の中で、在地領主たちと縁戚関係を結んだり、戦いで勝利するなどして徐々に都城盆地での勢力を拡大していく。

北郷氏が都城盆地を統一したのは、都城入部から約二〇〇年後の十六世紀中頃、八代北郷忠相の時代である。この頃の北郷氏は、独自に都城盆地という大規模な地域の領国經營を行つていた。島津氏との関係をみると、北郷氏はその知行を足利尊氏から直接宛がわれたという由緒を持つており、島津本家との関係もほぼ対等なものという意識があつたようだ。島津氏との関係は、南九州で勢力を拡大し、室町幕府から薩隅日三ヶ国の守護として認められた島津本家に、「庄内」（当時の都城盆地の地名）支配の保障を求めるというもので、あくまで領国形成のために室町幕府の権威に頼るという形で結ばれた関係であった。

やがて、室町幕府が崩壊に向かう中、北郷氏は都城盆地の支配において当面の敵である伊東氏との戦いを有利に進めるために、九州において勢力を伸ばす島津氏との関係を通して、都城盆地の支配を安定化させていく。したがつて、島津氏に領地を安堵されることにみられるよう、島津氏との関係に上下がみられるようになる。ただ、この段階では、まだ島津氏は北郷氏を完全に統御できるほどの主従関係は形成していなかつた。

豊臣政権段階になると、島津氏が豊臣氏に降り、北郷氏の所領支配の保障を成し得なくなる。すると、北郷氏はより強大な権力となつて現れた豊臣氏にその保障を求めるのである。このとき北郷氏は、豊臣氏から所領を直接に安堵される朱印を得た。しかし、豊臣政権の政治構想により、北郷氏は島津氏の「家臣」として位置付けられ、大幅に所領高を減じられた上に祁答院へ移封されることになったのである。

秀吉の死後、再び島津領国内は不安定となつた。豊臣政権で破格の出世を遂げた島津氏家臣伊集院忠棟を島津忠恒が殺害すると、その子忠真が挙兵し、都城盆地を舞台に戦乱が起きた。これが庄内の乱である。この庄内の乱において北郷氏は大いに活躍し、都城への復帰がかなうことになる。島津氏は庄内の乱を通して、改めて領内編成を行つていった。乱は旧在地領主層の協力によって解決したために、彼らの処遇は大きな課題となつていていた。そこで、北郷氏のほかに入来院氏・種子島氏などの例にも見られるように、彼らを旧領に戻し、その領内支配を認めるという形で、島津氏の新たな権力編成は行われていた。中でも北郷氏は領地返還・家存続の保障といふ形で旧領への復帰が行われた。同時に、島津氏は北郷家臣団への知行宛行や領内運営への介入を行いつつ、さらに島津氏への忠節・奉公を求めている。北郷氏も自らの旧領に復し、家存続の保障、並びに家臣団編成の助力を行つてくれる存在として、島津氏との関係を受け入れたのである。

北郷氏は、江戸時代には島津氏から改めて都城を治める領主に認められた。寛文三年（一六六三）に島津氏の命令で、名字を「北郷」から「島津」に戻し、都城を治める島津氏という意味で「都城島津氏」と呼ばれるようになつた。島津氏の家来の中でも、最も多くの石高を保持していたのが、この都城島津氏であった。

（3）江戸時代の島津氏と北郷氏

江戸時代の鹿児島藩は外城制度という支配制度を採用していた、これは領内を一一三の外城・私領に分け、そこに地頭や領主を配置して支配させるというものである。鹿児島藩領内は広大であつたこと、武士身分の者が在郷するという構造から、在郷の支配を郷士に委ねるという間接的な支配制度を採用していた。

外城は鹿児島の直轄領で、そこには責任者として地頭が置かれた。地頭には鹿児島城下土が就任し、任地の異動もあった。これに対し、私領は大名から特定の家臣に宛がわれたものである。そして、その家の者が領主として代々引き継ぐもので、領内には藩と同様の自律的な行政組織を保持していた。いわば藩の中の「藩」といった構造を有していたといえる。

都城島津氏は、島津氏の家臣であつたが、南北朝以来都城地域の領主であつた。近世になつても同じく都城の支配を任せられ、明治維新まで都城の領主として存在する。



都城領内は五口六外城に区画されており、それぞれに地頭が配置され支配を行つていた。この「五口六外城制」は、藩における外城制度と同様のもので、五口六外城ごと